

東北大学大学院法学研究科・法学部

外部評価（第三者評価）委員会

[平成 24 年度]

評価結果

(前注)

東北大学大学院法学研究科・法学部の外部評価（第三者評価）は、東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規（後掲・資料）第2条

「①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。」

をふまえ、同研究科・同学部の今後の研究教育活動の改善を図るために行われるものである。

この評価結果は、あらかじめ同研究科・同学部から委嘱を受けた外部評価委員（後掲・資料）が、書面調査、学生・教員へのインタビューを含む現地調査、外部評価委員会（平成25〔2013〕年2月7日15:30から17:00まで、東北大学エクステンション棟会議室にて開催）における意見交換などを経て、まとめられたものである。

とりまとめに際しては、東北大学大学院法学研究科・法学部の評価改善委員会において原案（外部評価委員からのご意見・ご指摘をそのまま記載することを旨とした）を準備し、外部評価委員に必要な応じて修正をお願いした上で評価結果を確定することとしている。

貴重なご意見・ご指摘を賜った外部評価委員の方々に、この場を借りて、厚く御礼を申し上げます。

東北大学大学院法学研究科・法学部 評価改善委員会

Ⅱ 大学院法学研究科 総合法制専攻
(法科大学院)

評価項目 1. 教育目的と特徴 (大変良い：1名、良い：3名)

【評価すべき点】

- 教育目的は少し抽象的であるが、この規模の国立大学の法科大学院としては総花的にならざるを得ず、またそれでよいと考える。特に問題はない。
- 本法科大学院の掲げる教育目的、及び養成しようとする優れた法曹が有すべき資質、能力、並びに本法科大学院の教育の特徴については、いずれも大変適切であり、異論はない。
- 「優れた法曹」の条件・能力を措定し、実務的・先端的・学際的・現代的・国際的な科目を配置し、高度専門職業人としての法律実務家を養成しようとする教育目的は評価できる。

【今後の課題等】

- 教育目的の①④⑤は違和感ないが、②③⑥は違和感あり。内容が抽象的に過ぎ、具体的なイメージが湧かない。したがって、具体的な手段・方策もイメージできない。仮にイメージできたとしても、この短期間に習得可能か疑問。④のうち、「学際的」「現代的」が、前同様具体的なイメージが困難。わかりやすい表現を工夫するか、削除するかを検討すべきと思料する。
- 現代においては、国際社会に眼を向けた実務家という資質も極めて重要になってきている。現代的・国際的な科目配置で満足するのではなく、「国際的視野を有した法曹の養成」という目的を掲げ、取り組んでいくことも重要な課題ではないだろうか。

評価項目 2. 教育の実施体制 (大変良い：3名、良い：1名)

【評価すべき点】

- すぐれた教員を集めており、優秀な若手教員が多く、大変によい。科目別の教員配置についても問題はない。また、女性教員も兼任教員を含めると 29%も居り、ジェンダー・バランスは大変に優れている。恐らく日本の法科大学院ではトップクラスであろう。実務家教員が多い事もよい。後でも指摘するように、研究者教員と実務家教員の協働がより進むと更に良い。
- 少ない学生定員に対し、質量ともに充実した教員団が配置され、きめ細かな少人数・

対話型教育を行うことが可能な体制が確保されており、非常に充実した教育体制である。

○ 教員組織は質量ともに充実しており、専任教員の割合、実務家教員の割合、女性教員の割合も総じてバランスがとれており、評価できる。FD委員会等による取り組みも、実例を見る限り、教員相互の授業評価や教育方法も改善の取り組みがなされていると評価できる。教員構成、教員の配置ともにバランスが取れている。

【今後の課題等】

○ 仮に、評価が低い授業の場合はどうしているのか？若しくは、どうするのか？についての言及があれば、さらに良い。

評価項目 3. 教育内容 (大変良い:1名、良い:3名)

【評価すべき点】

○カリキュラムは伝統的でかつ重厚なものである。また、展開・先端科目も充実している。臨床科目が充実していることも大変によい。3年次に法律基本科目を置くようにしたことも評価できる。

○研究者教員と実務家教員の協働が進んでいることは大変結構である。

○法曹に対する国民のニーズがますます多様化している中で、それに対応するための多彩な科目が、基礎的なものから専門的・応用的なものへと段階を踏んで配置されており、大変充実した教育課程である。

○ 伝統的な科目についての基礎的理解を重視し、法的紛争の総合的な把握・解決能力の養成および理論と実務の有用な架橋を図り「優れた法曹」を輩出しようとする姿勢は評価できる。

【今後の課題等】

○ 2単位科目としての「法医学」科目を展開・先端科目の中に新設することの検討を要望したい。裁判官、検察官、弁護士いずれの道に進むかを問わず、法曹として刑事事件を取り扱う際に、法医学に関する基礎的素養を身に付けていることは必須の前提条件である。殺人等の重大殺傷犯にとどまらず、日常的に発生する傷害事件や、交通事故、労災事故、医療過誤等の各種過失致死傷事件も含め、刑事事件においては、人の死因や、身体の傷害又は病変の内容・程度など、法医学に関する知識経験がなければ正しい理解と判断をすることができないケースが少なくない。昨今、供述証拠に過度に依存することなく、客観証拠を十分活用した事実認定を行うことの重要性がより一層重視されており、そのためには法曹が関連諸科学に関する知識及び理解能力を身に付けていることが大前提となるが、そ

の中でも法医学は、法曹実務における利用頻度及び重要性の面で筆頭格に挙げられる。法医学について体系的な教育を受ける機会を法科大学院までの段階で得られるかどうかは、法曹としての一生の仕事の質に影響を与えるとと言っても過言ではない。

医学部を有する旧帝大に設置されている法科大学院としての有利な条件を最大限に活かし、「法医学」科目を新設されることを要望したい。

○P10の事案解決能力の練成、表現力の向上を図るとあるが、具体的には、どのような訓練がなされているのか。特に、具体的なレポート作成の能力を具備させる必要があるが、これに対する対策はどうなっているのか。

○卒業生については、司法試験に合格した者についての法律事務所への就職支援は開始されているようであるが、これをさらに充実されたい。また、合格しなかった卒業生の特に就職先あっせんを含めた進路についての支援体制はどうなっているのか、気がかりである。日頃から、企業、自治体等との連絡調整が肝要であるところ、これに対する対応にも力を入れていただきたい。

○現代においては法曹が様々な制度設計に参画する機会も増大していることから、立法過程についての教育が必要になってきているのではないだろうか。

○事情は理解できるものの、「法科大学院の制度的制約から、留学を行う時間的余裕に乏しい」という理由で、留学プログラムの整備・実施の取り組みがなされていないのは残念である。

評価項目 4. 教育方法

(大変良い：2名、良い：1名、特に問題はない：1名)

【評価すべき点】

○ おそらくは、知識の伝授には講義形式に対話を混在させる教授法がよいのかも知れない。考え方を教えるには双方向が向いていよう。第2・3年次の基本科目のシラパスで双方向によることを示している科目が多いことは大変よい。教師が学生と対話を通じて法的理論づけの仕方 (legal reasoning) を教えることが大切である。臨床教育が充実していることもよい。

○ 「研究者教員と実務家教員が協働して科目を担当する」ことは大変により試みである。

○ 少人数・双方向型教育を主体とする授業形態や教育補助者の活用のほか、主体的な学習を促す各種取組など、非常に充実した教育方法がとられている。

○ 少人数・双方向的教育は法科大学院制度発足以降、かなり定着してきており、成果がでているものと推察される。また、TA制度も学生にとっては基礎的理解の習得や理解の一層の深化にとって非常に重要なものになってきており、この点での対応も十分になされて

いることは評価できる。同時に、オフィス・アワーの充実や定期試験実施後の試験問題の解説・講評を行い、「主体的学習」への動機付けとしていることはおおいに評価できる。

○ 素晴らしい学習環境が整備されており、うらやましい限りである。

【今後の課題等】

○ P18 の下段成績評価中、②の創造的・批判的思考能力を求めるのは無理ではないのか。この時期の学生に対して、そのことも評価の対象とすることは、いささか違和感がある。

○ 論理的で、明晰で、読みやすく説得力のある文章を書く訓練を法文書作成講義で行う必要がある。一人一人の作品を添削していたのでは間に合わない。また、法的スキルは実際にやらせてみて手取り足取り教えないと身につかない。この二つの矛盾する要請を満たす教育方法を FD 活動を通じて作り出す必要がある。また、できれば法文書作成と法理論教育がドッキングできれば更に良い。

評価項目 5. 学業の成果

(大変良い：1名、良い：1名、特に問題はない：1名、
問題があるので検討の必要がある：1名)

【評価すべき点】

○ 日本の適性試験はアメリカの LSAT 程に信頼性が高くないし、その他の選抜試験方法も優秀な人材を選別する能力が低いので、ある程度適性のない者が入学してしまうことは、特に未修コースでは避けがたく、これを進級試験でふるい落とすことは仕方がない。司法試験教育は不要であるが、論理的文章の作成能力の訓練は法曹には絶対に必要なスキルである。シラバスでは起案を取り入れた科目も多いが、論理的文章の起案能力を訓練することを答練と批判されることを恐れて躊躇すべきではない。

○ 厳格な進級制の採用等により学生が十分な学力と高い資質・能力を獲得することができるような配慮がなされており、学生の満足度も高く、優れた実績を上げている。

【今後の課題等】

○ 概ね「良い」という評価でいいと思うが、ちょっと気になるのは、やはり司法試験の最終合格者数である。平成 20、22、23、は、まあまあであるとして、平成 24 年の 38 という数字は気にかかる。これまで概観してきた良好な教育環境に比して、この数字は、どういふふうに分けられるべきなのか。本来の想定していた数字に比して、どうなのか。当然予想外と思われるが、そうだとすると、その原因は何なのかについて早急に分析検討されるべきであろう。

○ 原級留置者の数はさほど変化がみられず、他方で授業の内容が「よく理解できた」は 2

ポイント・ダウンし、司法試験合格者は、絶対数で16名減、合格率（対受験者数）は10ポイントちかくダウンとなっている。累積合格者の合格率が50%台を維持していることからすれば健闘していると言えなくも無い。学業の成果を司法試験の結果のみで判断することはあまり好ましいとは思わないが、合格率の減少はしっかりと分析をする必要があるように思う。

○ 司法試験合格者数ばかりが学業の成果ではないが、残念ながら現在の社会環境では現実に司法試験合格者数が法科大学院教育に大変な影響を与えている。ぜひ、貴校の法学部の学生を東京に逃がしてしまうことのないような広報活動が必要である。法学部の学生は、東京の高い生活費、満員電車の通学に消費されるエネルギー、見劣りする法科大学院の学習環境(自習機の貧弱さなど)を知らないのではないか。

評価項目6. 進路・就職の状況 (良い：3名、特に問題はない：1名)

【評価すべき点】

○ 実情を前提に観察する限り、まずまずの成績であると評価する。

【今後の課題等】

○ 司法試験合格者数については数年のトレンドを見る必要があろう。未修の合格者数が安定しているが、既修の合格者数が漸減していることは問題であり、原因を探る必要があろう。どこの法科大学院でも学生の真剣度の低下が問題になっている。もし、それが原因とすれば、学生の緊張感を高める方策を考える必要がある。弁護士の就職難が一般的に指摘されているが、弁護士ばかりではなく、司法試験に失敗した者の就職の面倒も見ることがのぞましい。

○ 司法試験の合格者数・合格率共に高い成果を上げている。今後も、平成23年度の実績と同様に、全国10位前後の成果が恒常的に得られることを期待している。

また、現実問題として学生の全員が司法試験に合格できるものではないことに鑑みると、法曹以外の道に進む者が法科大学院で高度な専門教育を受けた者にふさわしい職を得て人生を切り開いていくことが重要であると思われる。そこで、法曹以外の道への進路状況に関する情報収集を法科大学院又は同窓会がより積極的に行うことを考慮されてはいかがだろうか。

評価項目 7. 改善への取組状況 (良い：2名、特に問題はない：2名)

【評価すべき点】

○ 「東北大学法科大学院教員のための手引き」を作成し、また更新するなどの努力で、改善点を克服していると評価できる。心理相談室の設置や学生の自習環境を整えている点は以前より評価されており、今後も更に充実をしてもらいたい。

【今後の課題等】

○ 教師の授業参観はマンネリ化したのではないか。

実質的に、司法試験合格率を上げるための方策や、日本型ソクラテック・メソッドの方法の検討、成績評価の方法(例えば森田果准教授の **take home exam**)、研究者教員と実務家教員の協働のあり方、起案能力向上のための方策など、FD 活動として検討すべきことは沢山ある。FD 活動は第二段階に入るべきであろう。入試に適性試験の合格最低点を導入する事はよいが、現在の適性試験が受験者の法曹としての能力を正確に計測するものではないので余りに硬直的な適用は避ける工夫が必要である。

○ 国家公務員、地方公務員への受験対策を強化したらどうか。

県レベルにとどまらず、市町村の公務員も視野に入れた就職の機会を模索・指導・支援する体制を構築すべきであると思う。国会議員の政策秘書への就職も検討すべきである。他方、民間企業への就職はどうなっているのか。あっせん・指導・支援体制は、どういう状況なのか。思い切って、支援室の体制を強化することを検討してはどうか。

現在の法科大学院をめぐる状況を冷静に観察する限り、今後とも相当数の法曹界以外の分野への就職をする（若しくはせざるを得ない）諸君のことを、放置するわけにはいかないであろう。大学側において、予算・マンパワーともに、そういう余力がないことは承知しているがゆえに、大学として、力を入れて取り組むべきではないのか。

評価項目 8. その他

【評価すべき点】

○ 法科大学院教育では、関東に学生が集中する傾向があるが、東北の雄として是非頑張っていたきたい。また、東北大学は勉学の環境は東京のごみごみした環境に比べて格段に健康的である。また、東京に出る場合でも新幹線で1時間40分しかかからない。その点をもっと強調しても良いかも知れない。

○ 昨年、司法研修所修了者のかなりの者が弁護士登録をしないという事態が生じた。背

景には弁護士登録をしても仕事がない、という現実がある。また、予備試験の合格者の中に学部生、法科大学院生が含まれているとの報道もある。予想どおり法科大学院回避ルートが顕在化しているようだ。こうした事態を受け、既に、文科省の法科大学院対策、法務省の司法試験対策がスタートしているとも聞いている。とすれば、これからの法科大学院の在り方を大きく問い直すものになるのではなかろうか。このことは法曹養成だけの問題ではなく、我が国の法学教育・法科大学院教育全般に及ぶ問題として捉える必要もあるだろう。時代の求める法曹像を描き直すための新たな知見と知恵が求められている。「理論研究」を中核に据えた大学の理念のもとに「ワールドクラス」への飛躍を志向する東北大学の果たすべき役割は極めて大きい。ご奮闘を期待したい。

【今後の課題等】

○ 仄聞するところの、平成 24 年度以降の入学者数が想定外に減少（入学辞退者の増加）が気にかかる。原因の分析とこれに対する対応策の構築は喫緊の課題であろう。

不可抗力的な現象なのか、それとも何らかの対策を講じることによって回避できるものなのか、早急に検討されなければならないと思料する。

○ 司法試験合格者数を増やすことが急務と思われる。これは答練のようなあからさまな受験技術指導をやらなくとも、上に書いたような法律文書作成技術授業で、論理的文章、主語述語目的語の揃った文章、論旨が脇にそれない文章、起承転結などを教えることができるし、それが大切である。「英文法律文書作成」科目を担当した経験から、木下是雄「理科系の作文技術」中公新書を必読の参考書として推薦したい。

IV 総評

【評価すべき点】

○ 伝統のある国立大学の法学部、法科大学院、法学研究科だけのことのある立派な教授陣を抱えていることは強みである。施設も、狭隆な東京の大学の施設に比べると、格段によい環境にある。司法試験合格者数は、よい教育と優秀な素質を持った学生の集まり具合との函数で決まる。よい素質を持った学生の獲得に努力してほしい。

○ 法科大学院に対する第三者評価制度は、法科大学院と社会・国民との重要な接点と位置づけることができる。官界・法曹界・実務界などから率直に教育の在り方や時代感覚を求め、実際の教育体制や成果・方向を問い、それを教育・研究に生かしていくというプロセスは、法科大学院に限らず現代の高等教育（機関）にとって必要不可欠である。今後も是非継続して取り組んでいただきたい。

【今後の課題等】

○ 第4項目「教育方法」の評価欄に付記したとおり、設問に対する評価を行う際に、書類審査だけでは必ずしも的確な意見を述べることができなと感じられる点もないわけではないので、将来の評価方法について検討される際に御考慮いただければ幸いである。

○ 概ね東日本の代表校としての格は維持しているものと思料する。しかし、今後も進むであろう中央志向等のマインドに逆らう形で、どうやって、良質の学生を確保していくのかについては、今後とも、気を抜かず、あきらめずに、真摯に且つ日常的に議論検討していくべきと思料する。思いつきではあるが、やはり、「上質の宣伝」や「他校との差別化」に向けた企画立案が肝要であろうと思う。更には、それらを実現するための予算の獲得作業も大事である。重複するが、支援室的なセクションを強化して、それなりのお金もかけていくべきであろう。

○ 外部評価はあまり意味がないと思われる。法務研究財団の第三者評価では、修了生・在学生との面談、独自の教員と学生のアンケート、3日に亘る現地調査、過去の答案のレビュー、かなりの数の授業参観が実施される。それでもまだ調査不足と感じられる。しかし、評価委員の方々はそれぞれ超多忙の方々なので、これ以上の時間を費やすことも難しい。できれば、午後1時半からとし、教員・学生との懇談会をそれぞれ1時間とするのがよいのではないか。

資料

平成 24 年度東北大学大学院法学研究科・法学部外部評価（第三者評価）委員

外部評価委員（4名） ※五十音順

- ・ 柏木 昇（中央大学教授）
- ・ 相澤恵一（仙台地方検察庁検事正）
- ・ 松坂 英明（弁護士・元仙台弁護士会会長）
- ・ 江草 忠敬（株式会社有斐閣会長） *オブザーバー

東北大学法学部・法学研究科外部評価（第三者評価）委員会内規

制 定 平成19年 5月16日

（設置）

第1条 東北大学法学部・法学研究科に外部評価（第三者評価）委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

①法学部・法学研究科の研究教育に係る活動実績・活動状況・環境整備状況等について客観的評価を加え、活動内容に問題点・改善点があるときは、これを指摘すること。

②外部評価（第三者評価）報告書のとりまとめに関すること。

（2）前項の目的のため、委員は法学部・法学研究科に対して、研究教育活動資料等の提示および内容の説明を求め、施設等の調査をすることができる。

（組織）

第3条 評価委員会は、大学、公的機関、民間企業等の有識者8名以内の委員をもって組織する。

（委員長）

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、委員の互選により定める。

（会議）

第5条 評価委員会は、第2条第1項第1号および同項第2号に定める事務を行うため、評価委員が出席する会議を開催することができる。

（2）委員は、前項の会議に出席しない場合であっても、文書を送付するなどの方法によって、会議において意見を述べることができる。

（3）評価委員会は、専攻、学部ごとに、評価を実施することができる。専攻、学部ごとの評価については、評価委員会の一部の委員によって評価を実施することができる。

（4）第1項及び前項の会議には、必要に応じ、オブザーバーとして、法学研究科長・法政実務教育研究センター長・専攻長・評価担当教員および担当職員が出席できるものとする。

（委嘱）

第6条 委員は、研究科長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とし、更新を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（外部評価（第三者評価）内容の公表）

第8条 外部評価（第三者評価）における意見は、個人を特定せず、評価委員会での意見としてとりまとめ、その概要を外部評価（第三者評価）報告書、

ホーム・ページ等で公表する。

(報酬)

第9条 委員等に対しては、所定の旅費及び報酬を支払うものとする。

(2) 前項の詳細は、別途定める。

(外部評価(第三者評価)補佐委員会)

第10条 評価委員会の運営を補佐するため、法学部・法学研究科に外部評価(第三者評価)補佐委員会(以下、「補佐委員会」という。)を置く。

(2) 補佐委員会は、法政実務教育研究センター長及び3名の評価担当教員をもって組織し、法政実務教育研究センター長が委員長をつとめる。

附 則

この内規は、平成19年5月16日から施行する。

附 則(平成20年9月10日改正)

この内規は、平成20年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月18日改正)

この内規は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年12月16日改正)

この内規は、平成21年12月16日から施行し、改正後の第3条の規定は、平成21年12月1日から適用する。

附 則(平成23年7月20日改正)

この内規は、平成23年7月20日から施行する。

附 則(平成24年12月19日改正)

この内規は、平成24年12月19日から施行する。